

平成 17 年 4 月 13 日

はっする



福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

平成 17 年度より結核予防法が
改正されました。

施設管理者のみなさまへ

65 歳以上の入所者
学校・病院・福祉施設等の従事者
については、
結核予防法に基づく
毎年度の健康診断をお忘れなく！

以前の「はっする」でも特集しましたが、平成 17 年度より 50 年ぶりに結核予防法が改正されました。

今回の改正では、「結核の予防・早期発見する体制の充実」に重点を置き、より結核罹患のリスクが高い人を中心に毎年度健診を実施することになりました。



改正のポイントについては、「はっする」2 号で取り上げていますので、参照ください。

福井県感染症発生動向調査速報 (3月下旬)

全数届出の感染症の報告なし

❀❀花粉症について❀❀

今週は、福井県は、スギ、ヒノキとも花粉飛散量は「多い」との予報です。マスク、めがね等で花粉にさらされない工夫をしましょう。当センターでは、引き続き相談を受け付けてます。

保健関連ニュース

「在宅における A L S 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いについて」

みだしのことについて、厚生労働省から平成 17 年 3 月 24 日付けで通知がありました。それによると、これまでは、在宅 A L S 患者に対してのみ容認されていた家族以外のものによるたんの吸引の実施について、在宅の A L S 以外の療養患者・障害者に対しても、A L S 患者に容認する場合と同様の条件の下で、当面のやむをえない措置として容認されることとなりました。

編集後記

新年度が始まり、2 週間あまりが経過しました。異動に伴う忙しさも落ち着いてきた頃でしょうか？うちの職場にも若くて可愛い新人さんが 2 人入ってきました。嬉しい反面、もう自分には、新人ではないんやなあ、と身の締まる思いです。

最近、暖かくなったり、寒くなったりと、気候の変化が激しいので、風邪をひかないよう気を付けてください。また、内容について「もっと詳しく知りたい」「これはどういうこと？」といったご意見・ご質問がある方は、ぜひご連絡ください！

発信者 若狭健康福祉センター

健康増進課 担当 清水 久美子

T E L : 0770-52-1300 F A X : 0770-52-1058

M A I L : k-shimizu-47@pref.fukui.lg.jp

ご意見・ご感想お待ちしております！